

2020 年月例給等に関する道人事委員会報告に対する声明

2020年11月30日

北海道公務・公共業務労働組合（北海道公務共闘）地公連絡会

北海道高等学校教職員組合連合会 中央執行委員長 尾張 聡

全北海道教職員組合 執行委員長 川村 安浩

北海道自治体労働組合連合 執行委員長 小島 昌彦

11月27日、北海道人事委員会は道議会と知事に対し、道職員・教職員の月例給と人事管理に関する報告をおこないました。報告では「79円、0.02%」と希少な格差であることから、月例給は7年ぶりに改定を見送りました。月例給の改定見送りは、新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止や自然災害などにおいて、道民のいのちと暮らしを守るため奮闘する道職員・教職員の志気を失わせ、地域経済にも打撃を与えるものです。公務労働者の生活改善を求めるわれわれの要求に一切答えない勧告であり、厳重に抗議します。

改定が行われないことから、最低賃金を下回るような時間単価となっている高卒初任給など、人材確保にも影響している若年層の賃金をはじめ、道職員・教職員の生活改善がなされません。

実質賃金の低下が著しい高齢層は生活悪化が著しく、退職金の減額と無年金期間が長くなることで、高齢期の生活に対する不安が増す一方です。国の定年引き上げの先送りにより、多くの公務員労働者が大幅な労働条件低下となる再任用で働く道を選択せざるを得ず、将来不安を拡大させています。

道公務共闘は、高齢層の労働者が安心して働くことができるような定年引き上げのあり方の検討を北海道人事委員会に求めるとともに、引き続き、希望者全員の再任用、及び寒冷地手当やへき地手当等の生活関連手当支給などの待遇改善を強く求めています。

11月25日に開会した北海道議会第4回定例会は、冒頭で道職員・教職員の一時金を0.05月削減する条例案を可決しました。また、公立学校への1年単位の変形労働時間制導入を可能にする条例案の提案が強行されましたが、今回の人事委員会報告では全く触れていません。教員の働き方については、「上限規制については、十分に徹底されていない状況にあることから、引き続き実効性のある取り組みを着実に進めていくことが必要」としただけで、1日8時間労働という大原則を壊す大きな労働条件の変更について全く言及しようとならない人事委員会の姿勢は、労働基本権の代償機関として大問題です。

また、今年4月から会計年度任用職員に移行した臨時・非常勤職員の処遇についても、正規職員との不合理な格差が多く残され「適正な勤務条件の確保」には程遠い状況にもかかわらず、全くの「ゼロ回答」であり、この点でも臨時・非常勤職員の労働基本権の代償機関としての責任を放棄していると言わざるを得ません。民間企業では「無期転換」や「同一労働同一賃金」が法制化され、すべての労働者の雇用の安定と待遇改善の方向へすすむ中、公務職場においてもこの理念を実現するため、今後とも臨時・非常勤職員の雇用の安定をはかり、賃金及び労働条件の改善を求めています。

公務員賃金は、公務労働者はもちろん全ての労働者の賃金や最低賃金にも影響することから、今後は民間労働組合や民主団体と共同し、任命権者との交渉において、賃金や手当の改善、希望者全員の再任用と長時間過密労働の解消など、労働環境整備の諸要求の実現と合わせて、憲法を守り活かす道民本位の道政の実現をめざし、総力をあげてたたかうものです。

以上